

策 定 年 度 (策 定 年 月)	平成 8 年度 (平成 8 年 5 月)
変 更 年 度 (変 更 年 月)	令和 4 年度 (令和 4 年 5 月)
計 画 期 間	令和 4 年度 ～令和 8 年度

三重県鳥羽市

農村地域への産業の導入に関する実施計画書

(計画変更)

令和 4 年 5 月

三重県鳥羽市

目次

前文	1
第1 産業導入地区の区域	3
1 産業導入地区の名称	
2 産業導入地区の所在、地番、面積等	
3 産業導入地区の区域の設定の考え方	
4 産業導入地区の地目別面積	
5 鳥羽市の産業導入地区の現状	
6 産業導入未決定地の活用見込み	
7 地域開発、土地利用計画諸法との関係	
第2 導入すべき産業の業種及び規模	7
1 導入すべき業種	
2 選定理由	
3 導入すべき産業の規模	
第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	10
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	11
1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み	
2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み	
3 認定農業者等の育成	
4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向	
第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	14
1 過去に造成された工業団地等の活用可能性	
2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項	
第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	15
1 施設の整備等	
2 定住等及び地域間交流の条件の整備	
第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	16
1 労働力の需給の調整	
2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化	
第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	17
第9 その他必要な事項	18
1 企業の撤退時のルール等について	
2 実施計画のフォローアップについて	
3 その他	

（添付図面等）

別紙－１ 産業導入地区の所在、地番、面積等

別紙－２ 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

別紙－３ 周辺における既存企業の立地状況

別紙－４ 立地条件表

別図－１ 産業導入地区の位置を示す地図

別図－２ 土地利用計画図

別図－３ 主な既存企業の位置図

前文

三重県鳥羽市は、三重県東端部の志摩半島北側に位置し、伊勢湾と太平洋・熊野灘に面し、市域は神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島と半島部から構成されている。

気候は黒潮の影響を受け温暖であり、また過去5年間の年間降水量の平均値が約2,500mmと、日本の平均的な降水量の1,700～1,800mmを大きく上回っている。また日照時間データをみると、津で2,018.8時間、尾鷲で1,907.7時間であり、いずれも東京（1847.2時間）より長い日照時間となっている。

市域面積は107.34km²で、70%以上が森林で占められ、平地は海岸線沿いのみ分布しており、市域の多くは急峻な山地となっている。海岸線は、山地が海岸部まで迫っているため、風光明媚なリアス式海岸となっており、また古くから豊かな漁場となり、今日まで海女漁をはじめとする多様な漁業が続けられている。

全域が伊勢志摩国立公園及び半島振興地域の指定を受けており、一部が離島振興地域、特定農山村地域の指定を受けている。

本市の農業は、米作を主体として成り立っているが、加茂地域を中心に肉用牛、露地野菜、飼料作物が作られているほか、長岡地区を中心とした施設野菜栽培が営まれている。一方、農業の後継者となりうる若年層の人口は減少傾向にあるうえ、収入の不安定さや重労働を避けるため、第一次産業に就業しない傾向が強い。加えて、農業就業人口の平均年齢は72.2歳（全国平均66.4歳・2015年農林業センサス）と全国平均を上回っている。

こうした中、国では令和3年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、政策の展開方向の中で、「6次産業化等の推進」「農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減」「人口減少社会における農山漁村の活性化」などを掲げ、これらの実現に向けた具体的施策を推し進めている。本市においても、農林水産業振興に向けて、こうした国の施策を最大限生かすとともに、市独自の施策も織り交ぜながら、第6次鳥羽市総合計画と農業振興地域整備計画、人・農地プランに沿った農業・農村の振興策を総合的かつ計画的に推進している。

一方、今後のさらなる人口減少を見据え、若者や兼業農家等の安定した就労を確保することは、地域の活力維持にとって重要な課題となっている。第6次鳥羽市総合計画策定において実施した市民意識調査の結果、市外へ移住したい理由の第5位に「働き口が不足している」が挙げられていることから、第6次鳥羽市総合計画において「人が集い活力あふれるまち」を政策の柱として「商工業の明日を支える」政策目標を掲げ、新たな雇用機会の創出に取り組んでいるところである。

以上のことから、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条に基づき、平成8年5月に定めた実施計画を変更し、農業と産業との均衡ある発展を図るものとする。

この実施計画の計画期間は、令和4年5月からの5か年間とし、令和8年度までに産業の導入の目標を達成する。

第 1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	団地名	備 考
松尾地区	松尾第2期工業団地	継続

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

所在地：三重県鳥羽市松尾町字畑田口 233-8 外 18 筆 面積: 21,046.42 m²

※詳細は別紙 1 及び別図 1 のとおり

なお、平成 8 年度に産業導入地区を設定した際の区域内面積は 23,882.84 m²であったが、その後の造成時において、取得できなかった相続未登記の土地や境界となる法面部分の処分等を行ったため、当初計画時より 2,836.42 m²少ない区域内面積を産業導入地区として指定することとする。

3 産業導入地区の区域の設定の考え方

当該地区は、平成 8 年度に農村地域工業導入計画を策定しているが、当時この地区を選定した経緯の概略は次のとおりである。

- ①当団地は、農業振興地域内であるが農用地区域は含まれていない。
- ②当団地は、国道 167 号線まで約 150 m と至近距離にある。 また、近鉄松尾駅まで約 600 m と近く、通勤にも便利である。
- ③当地区は、農村地帯で農業者が企業に従事するのに都合が良い。

また、平成 25 年には当該地から 1 km のところに第二伊勢道路鳥羽南・白木 I.C が設置され、接続する鳥羽・二見ライン及び伊勢道を利用することで、中京圏や関西圏、伊勢志摩を事業範囲とする業種においては、さらに輸送面の利便性が高まっている。

当該地区に立地する企業は、本地区が伊勢志摩国立公園の普通地域であることに鑑み、環境保全及び公害防止に努め、周辺環境との調和に努めることとする。

4 産業導入地区の地目別面積

地区名	農 地 等						宅地・その他						合 計	
	田	畑			採草放牧地	計	宅 地	うち施設用地等	山 林	原 野	埋 立 地	そ の 他		計
		普通畑	樹園地	草地										
松尾						0	13,452	13,452				7,594	21,046	21,046
計						0	13,452	13,452				7,594	21,046	21,046

5 鳥羽市の産業導入地区の現状

平成8年度の本計画策定時には、産業導入地区への工場立地に関して実現性の高かった市内事業者の進出を想定し、当時の日本標準産業分類中事業における一般機械器具製造業を対象業種として産業の導入を推進したが、その後のバブル経済の崩壊等の要因により工場立地が進まなかった。

そのため、企業誘致活動を市外からの誘致に拡大したものの、現在まで工場の立地には至らなかったが、継続して誘致活動を行った結果、進出意向を有する企業が現れたところである。

なお、当該地については、平成8年度に本計画策定後、同年に農地転用許可を受け、平成10年度に4区画の工業団地の造成工事等が完了している。

また、鳥羽市内には松尾第2期工業団地の他に1か所の工業団地があるが、現在、松尾第2期工業団地以外に未利用地はない。

区分	地区名	産業導入 地区面積	導入産業 操業面積	導入産業 未操業 面積	産業導入 未決定 面積	造成済 面積	未造成 面積	荒廃 農地	産業導入 不可面積
令和3年 (現状)	松尾	21,046	0	13,452	13,452	13,452	0		7,594

※産業導入不可面積には、実施計画に位置付けられていない公的施設のほか、公衆用道路、用悪水路、調整池などの団地機能を維持していくための土地を含む。

6 産業導入未決定地の活用見込み

平成 25 年に松尾団地から 1 k m のところに第二伊勢道路鳥羽南・白木 I.C が設置され、接続する鳥羽・二見ライン及び伊勢道を利用することで、中京圏や関西圏、伊勢志摩を事業範囲とする業種においては、さらに輸送面の利便性が高まっている。

また、本市としても賃料の引き下げや固定資産税相当額への補助等の優遇措置を設定している。

なお、今回、繊維工業等での操業を目的に進出意向を有する企業があったことから、計画変更により企業ニーズに対応するとともに、未決定地については、引き続き企業誘致を推進していく。

7 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定

【松尾地区】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	6. 農振地域	7. 過疎地域	8. 都市計画 (線引・非線引)
9. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

(2) 土地利用基本計画関係

【松尾地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
1	2	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

【松尾地区】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画区 域外	都市計画無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途地域	用途 地域外	用途地域	用途 地域外		
1	2	3	4	5	6	7	8

(4) その他

①都市計画区域、市街化区域及市街化調整区域、地域地区等が指定されているときは、その範囲及び指定年月日

指定なし。

②農地転用に関する調整の結果の状況

既に平成 8 年 9 月 5 日付けで農地転用許可を受け、平成 10 年に松尾第 2 期工業団地を造成整備済みであり、既に農地転用行為は完了している。

③農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

農業振興地域指定年月日：昭和 47 年 12 月 26 日

農業振興地域整備計画設定年月日：平成 9 年 9 月 5 日

農業振興地域面積：3,607ha、農用地区域面積：453ha

別図－2 のとおり

④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

別紙－2 のとおり

⑤周辺における既存企業の立地状況

別紙－3 及び別図－3 のとおり

⑥立地条件表

別紙－4 のとおり

第2 導入すべき産業の業種及び規模

1 導入すべき業種

令和8年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は次のとおりとする。

地区名	業種		
	大分類	中分類	小分類
松尾	E 製造業	11 繊維工業	110 管理，補助的経済活動を行う事業所 119 その他の繊維製品製造業
		25 はん用機械器具製造業	250 管理，補助的経済活動を行う事業所 251 ボイラ・原動機製造業 252 ポンプ・圧縮機器製造業 253 一般産業用機械・装置製造業 259 その他のはん用機械・同部分品製造業
		26 生産用機械器具製造業	260 管理，補助的経済活動を行う事業所 261 農業用機械製造業（農業用器具を除く） 262 建設機械・鉱山機械製造業 263 繊維機械製造業 264 生活関連産業用機械製造業 265 基礎素材産業用機械製造業 266 金属加工機械製造業 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 269 その他の生産用機械・同部分品製造業

地区名	業種		
	大分類	中分類	小分類
松尾	E 製造業	27 業務用機械器具製造業	270 管理，補助的経済活動を行う事業所 271 事務用機械器具製造業 272 サービス用・娯楽用機械器具製造業 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 275 光学機械器具・レンズ製造業
	N 生活関連サービス業，娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	780 管理，補助的経済活動を行う事業所 781 洗濯業

2 選定理由

業種の選定に当たっては、農村地域の住民が地域で住み続けることができるよう、必要な優良農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提としつつ、安定的な他産業の就業機会の選択肢を創出する必要がある。

そのため、本計画を策定した際に導入業種としている「一般機械器具製造業（現在の日本標準産業分類における中分類 25・26・27 に該当する製造業）」のうち、多くの常時雇用が期待できる業種の中で、安定的な雇用確保による地域農業その他既存産業への貢献、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれる業種、又は生産性や業界成長性が高く、将来における雇用構造の高度化、多様化が見込まれる業種について、三重県農村地域への産業の導入に関する基本計画及び本市重要施策との整合性を図った上で、以下の観点に基づき選定した。

また、中分類 11 繊維工業や 78 洗濯業については、当市の主要な産業である観光業と密接に関わる業種であり、かつ、産業導入地区への立地に関して問い合わせのあった企業との間で管理部門を含む企業誘致に向けて具体的な見通しが立ったことから、新規に導入すべき業種に加えるものである。

（１）安定した就業機会の確保

導入する全ての業種は、常時雇用者が常駐化する業種を選定するものとし、雇用創出効果が低い広大な施設や短期の雇用など安定的な雇用が見込めない業種については、地域の実情を踏まえた上で選定しないものとする。

（２）雇用構造の高度化

導入する全ての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分が円滑に行われるよう業種間の配分・連携が可能となるものを優先するものとする。また、地域住民の希望や能力に沿った就業が円滑に行われるとともに、所得の向上に資するものを優先的に導入し、特に小規模農家、離農農家等が容易に就業し、継続できる業種の導入を積極的に選定するものとする。

（３）公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

産業導入地区に立地する企業は、導入地区が伊勢志摩国立公園の普通地域であることに鑑み、環境保全及び公害防止に努め、周辺環境との調和に努めることとする。企業が立地する際には、関係法令を遵守し、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて公害防止に関する協定を締結することとする。また、産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立って、その処理体制を整備し、公害に係る法令や県条例等の厳正な運用により、指導監督するものとする。

（４）立地ニーズや事業の実現見通し

当該地は海岸から約 5 k m の距離があり、海拔 17 m の高台にあることから、近年懸念されている南海トラフ地震による津波被害も回避できると考えられること、平成 25 年には当該地から 1 k m のところに第二伊勢道路鳥羽南・白木 I.C が設置され、接続する鳥羽・二見ライン及び伊勢道を利用することで、中京圏や関西圏、伊勢志摩を事業範囲とする業種においては、さらに輸送面の利便性が高まっていることから、今後の市内企業の移転・拡大や市外企業の進出においても立地ニーズは期待できると考えられる。

また、今回、産業導入地区への立地に関して問い合わせのあった企業についても、当市の主要な産業である観光業に密接に関連する旅館・ホテル向けリネンサプライを全国展開している会社の管理・製造・供給活動を行ううえで、当該地区が国内有数の観光地である伊勢志摩地域の中心付近に位置し、各主要道路へのアクセスが容易にできる立地であるため当地を選定している。

3 導入すべき産業の規模

地区名	業種の	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模
			施設用地の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	
松尾	業・製造業、生活関連サービス・娯楽業	数 4	m ² 13,452	7,594	m ² 21,046	人 57	人 30	人 87	年間出荷額等 1,593 百万
	計	4	13,452	7,594	21,046	57	30	87	

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

「第2 導入すべき産業の業種及び規模」に規定する産業を導入することにより、安定的な他産業の就業機会の選択肢を創出し、農業従事者の就業を促進する。このことにより、農業従事者の市外転出や農業離れを抑制し、農地の保全を推進するものである。

導入される産業に、令和8年度までに就業する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

地区名	産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
			男	女	男女計	男	女	計
松尾	製造業、生活関連サービス業・娯楽業	所数 4	人 29	人 18	人 47	% 50.9	% 60.0	% 54.0
	計	4	29	18	47	50.9	60.0	54.0

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み

区分	農家人口	農業従事者	農業就業人口	基幹的 農業従事者
令和元年度 (現状)	人 322	人 141	人 121	人 20
令和8年度 (見込み)	257	112	96	16

※令和元年度の人数は2020年農林業センサスより抜粋

2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農
令和3年度 (現状)	経営体 5	経営体 0	集落営農 0
令和8年度 (見込み)	10	3	0

3 認定農業者等の育成

(1) 認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地の利用の集積に関する計画

区分	農用地面積 ①	認定農業者等及び基本構想水準達成者への 農用地の利用集積面積				認定農業者等 及び基本構想 水準達成者へ の利用集積率 (%) ②/①
		所有 面積	利用権 設定	特定農作業 受託	計 ②	
現状	453.0	10.4	3.4	0	13.8	3.0
目標	400.0	83.4	3.4	26.0	112.8	28.2

(2) 認定農業者等の営農類型、経営規模

営農類型 (作目・部門名)	認定農業者等の数 (単位：経営体)		経営規模 (単位：ha、頭)	
	令和3年度 現状	令和8年度 見込み	令和3年度 現状	令和8年度 見込み
水稻中心経営	0	5	0	97
肉用牛中心経営	1	2	120頭	300 頭
採卵鶏中心経営	1	1	80,000羽	180,000羽
果樹中心経営	1	1	2.4	3.0
施設野菜中心経営	1	3	0.14	0.56
酪農中心経営	1	1	260頭	260頭
計	5	13	—	—

(3) 認定農業者等を中心とする生産組織の育成

農業従事者が減少傾向にある中、技術・経営に優れた意欲ある担い手を確保・育成することは、優良農地を確保する上からも極めて重要である。

当市においても、農業を担うべき者の確保及び育成のため、これまで農協と地域が一体となって担い手の育成を進めてきた。また、市が整備した農水産物直売所において、全国で初めて地元の漁協と農協が共同出資する有限責任事業組合に指定管理を委ね、農水産物加工・直販による一次産業支援を強力に推進してきた。

しかしながら、当市内の農地は未整備の水田が多く、一部の整備済水田も小区画でのほ場整備が行われていること、集団化した農地が少ないことから、大規模な経営体の育成が難しく、担い手農家への農地の集積・集約化が難しい。

反面、生産された農産物は一部畜産物等を除き、観光需要も含めた域内の消費が行われていることから、家族農業を主体とした農業が、市内の農地の活用・保全を担っている。

このような状況の中、担い手農家の育成・確保を基本としながら、家族農業による農地の活用・保全も取り入れながら、今後とも、県や農協等、関係機関と連携し、生産技術や営農改善等の助言、研修会の開催などソフト面からの支援や施設整備等に対するハード面からの支援を推進する。

4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向

当市の農業については、農業従事者の高齢化の進行とともに、農家戸数、基幹的農業従事者数が年々減少しており、少子化と相まって、後継者の確保が困難となっている。

また、当市内の農地は未整備の水田が多く、一部の整備済水田も小区画でのほ場整備が行われていること、集団化した農地が少ないことから、大規模な経営体の育成が難しく、担い手農家への農地の集積・集約化が難しい。

その中でも、経営の効率化、生産物の高付加価値化など利益の出せる農業へ真剣に取り組む意欲のある認定農業者等に対しては、市、農業委員会、農協等関係団体が連携を図り、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業などの実施による担い手農家への農地集積・集約化を推進する等、受け手支援策を継続していく。

また、新規就農者においては、農協等との協力のもと、経営感覚の習得と技術力のスキルアップを目的とした様々な研修支援制度を実施し、次世代の担い手育成とその地域定着を図るための施策を実施している。

農業の担い手としての法人化と認定農業者の育成は、当市の農業を支えるために必要不可欠ではあるが、現状では急速な進展は難しいと考えられる。

そのため、人口の減少の抑制、定住促進を行うことにより、家族農業を中心とした農業者を確保することによる農地の活用・保全も重要と考えられる。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

過去に行政主体で造成された隣接する工業団地（1期：本計画対象外）はすでに分譲が完了しており、未利用地はない。

団地名	区画	状態
松尾工業団地 （1期）	5区画	分譲完了

2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

松尾第2期工業団地は、平成8年度に策定した本計画に基づき、同年に農地転用許可を受け、平成10年に工業団地造成が完成しており、産業導入地区内に農地は残っていない。

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設の整備等

松尾第2期工業団地において、今後新たに整備を予定しているものはない。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

本市においては、平成28年を「移住・定住元年」とし、県内市町で初めて、移住・定住を専門的に行う部署である「移住・定住係」を設置している。

定住促進に関しては、本市に定住していただく若者や若者夫婦を応援するため、一定の要件を満たして定住する方に「鳥羽の定住応援事業奨励金」を交付するほか、「空き家バンク制度」の実施や市営の無料職業紹介所の設置により、きめ細かい対応を行っている。

地域間交流においては、都市部からの移住希望者を積極的に支援するため、市内外に向けた情報発信とともに、移住相談会の開催や鳥羽での暮らしを体験するツアーの開催等を行っている。さらに、本市の「仕事」「住まい」「子育て」に関する情報を一元化し、ワンストップで情報提供や相談支援を受けることができるほか、東京交通会館にある「ええとこやんか三重移住相談センター」等とも連携しながら、個々の要望に応じた相談支援を行っている。

これらの取り組みを行う一方では、本産業導入地区へ企業誘致を促進することは、これら定住者の就業促進にもつながり、ひいては本市の農地の活用・農地保全に資するものである。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

計画期間中に導入される産業からの雇用需要は87人程度と見込まれ、このうち、農業従事者等農家世帯員から47人程度の雇用需要が見込まれる。

市域において農業構造の改善を図るための事業を促進するとともに、農業に必要な労働力確保に十分配慮の上、農業従事者が円滑に就業できるよう指導援助する。関係行政機関、農業協同組合、農業委員会、公共職業安定所、鳥羽市無料職業紹介所、進出企業等と緊密な連携を図り、農業及び既存企業等の労働力の調整には特に配慮する。

雇用については、公共職業安定所、鳥羽市無料職業紹介所等の関係機関と連携することにより、また若年層においては地域の各学校とも連携し、地域内就職を促進する。

2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

農業地域に導入される産業に地元農業従事者、特に中高年齢者が円滑に就業できるようにするため、雇用情報の提供、職業紹介の充実、職業能力開発等の推進を行う。また、労働者の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、導入企業への雇用管理の改善や求人、求職条件での指導及び援助を行っていく。

さらに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、新規学卒者をはじめとする若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

産業導入地区周辺における農業生産基盤の整備等は、平成8年度に産業導入地区を設定した当時に完了している。

なお、今後の農業生産基盤の整備については、現時点で計画はない。

また、変更前の計画の記載内容は次のとおりである。

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業年度 (予定)
県営畜産経営環境整備事業	農業基盤整備 家畜排泄物処理施設	三重県	97.03	3,397,929	S61～H8

第9 その他必要な事項

1 企業の撤退時のルール等について

(1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合の跡地の迅速な有効活用について

将来において企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、産業導入地区の土地利用計画に反することのないよう、市と立地企業が連携し、本計画に即した新たな企業の誘致を図る。また、迅速な対応が可能となるよう、分譲契約に撤退に関する報告義務の条項を設けることとする。

(2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合の実施計画の変更等について

将来において企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、市と立地企業が連携し、跡地の有効活用の方策について検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

2 実施計画のフォローアップについて

(1) 実施する項目について

産業導入地区における導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルール等について、定期的に確認する。

遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標若しくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、その理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行う。

(2) 実施する項目の目標達成のための具体的な体制、方策について

実施計画の変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。また、産業導入地区内に遊休地がある場合は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。

(3) 達成できなかった場合の処理方針について

実施計画の策定後、目標年次を大幅に過ぎる等の実態とかい離した実施計画が長期に渡って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討を行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の土地に、その後別の産業の施設が立地する場合、事前に実施計画の変更について検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

3 その他

本計画は「三重県農村地域への産業の導入の促進等に関する基本計画（令和４年５月変更）」に即して実施する。

本計画の実現に向けて、農業の構造改善、経営改善支援対策を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら産業の導入の促進に努める。

(添付図面等)

別紙－１ 産業導入地区の所在、地番、面積等

【松尾地区】

所在			地番	地目		面積(m ²)	備考
市町村	大字	字		公簿	現況		
鳥羽市	松尾町	畑田口	233-8	公衆用道路	公衆用道路	690.00	
"	"	岩ノ谷	297-2	雑種地	雑種地	492.00	
"	"	"	297-30	雑種地	雑種地	586.00	
"	"	"	297-31	宅地	宅地	773.78	
"	"	"	297-32	公衆用道路	公衆用道路	615.00	
"	"	"	297-34	宅地	宅地	1,303.95	
"	"	"	297-36	公衆用道路	公衆用道路	294.00	
"	"	"	297-38	雑種地	雑種地	373.00	
"	"	畑田口	304-1	雑種地	雑種地	533.00	
"	"	"	304-64	雑種地	雑種地	602.00	
"	"	"	304-66	宅地	宅地	4,604.28	
"	"	"	304-69	雑種地	雑種地	3.07	
"	"	"	304-70	宅地	宅地	1,039.50	
"	"	"	304-71	雑種地	雑種地	426.00	
"	"	"	304-74	公衆用道路	公衆用道路	2,109.00	
"	"	"	304-75	宅地	宅地	4,786.41	
"	"	"	304-76	雑種地	雑種地	871.00	調整池
"	"	"	304-77	宅地	宅地	944.18	
"	"	山ノ後	1543-3	公衆用道路	公衆用道路	0.25	
(19筆)						21,046.42	

宅地	13,452.10
雑種地	3,886.07
公衆用道路	3,708.25
合計	21,046.42

別紙－２ 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

事業種目	受益面積 ha	事業費 千円	主要工事の名称及び事業量	事業主体	事業の着工完了 (予定) 年度	番号
農業農村整備事業 農地耕作条件改善事業	13	40,000	長岡排水路整備事業 L=480.7m 鉄筋コンクリート柵渠工 一式	鳥羽市	H29～R4	1
農村地域防災減災事業 基幹土地改良施設防災機能 拡充保全事業	25	12,600	相差排水機場 N=1 力所	鳥羽市	R4	2
農村地域防災減災事業 団体営ため池等整備事業	—	1,200	ため池浸水想定区域図作成事業 防災重点ため池 N=8 力所	鳥羽市	R1～R2	3

別紙－３ 周辺における既存企業の立地状況

No.	企業名	所在地	従業者数	業務内容
1	(有)森田鉄工所	池上町 3 番 43 号	14	船舶部品製造
2	(株)小久保鉄工所	鳥羽一丁目 16 番 6 号	70	産業機械部品製造・販売
3	(株)ブランカ	鳥羽三丁目 15 番 3 号	57	食料品製造・販売
4	(株)鳥羽ヤンマー	鳥羽四丁目 2360 番 18 号	17	船舶販売
5	(有)月島製作所	船津町 1371 番地 1	13	金属加工
6	楠精器(株)	船津町 1371 番地 15	30	医療器械用部品等製造
7	(有)小林鉄工	船津町 1371 番地 16	25	金属部品加工
8	若杉工機(有)	若杉町 792 番地	25	金属部品加工
9	スギハラプロテック（株）	松尾町 1371 番地 15	25	鉄鋼加工
10	(株)大阪シェル	松尾町 990 番地	25	工作機械製造・販売

別紙－４ 立地条件表

【松尾地区】

立地条件表					令和３年１２月調査				
産業導入地区の名称		松尾地区							
造成区分	①造成済	２造成中	３計画有	４非造成	(造成実施主体名)				
売却可能面積	13,452 m ²				(一財) 鳥羽市開発公社				
分譲可能年月	平成 11 年 3 月	年 月	年 月	年 月	(主たる土地所有者名)				
売却(予定)					(一財) 鳥羽市開発公社ほか				
地盤・地質	(1) 地質 第 種 第 1 種 (2) 地耐力(N値) 60 (3) 杭打可能な地盤までの深さ 0m								
用水・排水 条 件	(1) 海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず 利用の可否を判断する) (該当する項目を○で囲む) <table border="1"> <tr> <td>可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table>					可	否	1	②
可	否								
1	②								
	(2) 工業用水道が使用できる場合 工業用水道事業名 利用可能年月 価格 年 月 円/m ³ (A) 使用可能量(余裕水量) m ³ /日								
	(3) 地下水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) (B) 取水可能量(安全揚水量) m ³ /日								
	(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) (水源名) (C) 既得水利権を控除した取水可能量 m ³ /日								
	(5) 淡水取水可能量 ((A) + (B) + (C) 合計水量) (D) 淡水取水可能量 m ³ /日								
	(6) 上水道が利用できる場合(計画を含む) 上水道事業名 利用可能年月日 価格 使用可能量(余裕水利用) 鳥羽市水道事業 平成 11 年 3 月 290 円/m ³ 70m ³ /日								
	(7) 排水条件 種別 C 種 排水先 水域名 加茂川								
輸送条件	(1) 主要道路への距離 最寄国道 167 号まで 150m								

	高速道路 伊勢自動車道 伊勢 IC まで 20,000m
	(2) 最寄鉄道駅への距離 (鉄道名・線名) (駅名) 新幹線駅 東海道新幹線 名古屋駅 130,000m 通勤駅 近畿日本鉄道志摩線 松尾駅 600m 専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む) 可 否 1 ②
	(3) 最寄港湾への距離 最寄港湾埠頭(公共埠頭) (水深) (港名) 鳥羽港 6,000m 5m
	(4) 最寄空港への距離 (港名) 名古屋空港 160,000m
電力条件	(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧 6,000V (2) 変電所等への距離 (変電所名) 産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。 1 変電所名 中部電力 相差変電所 ② 引込可能高圧線 300m
都市機能	主要都市への距離 (1) 最寄人口 5 万都市 (都市名) 志摩市 17 km (2) 最寄人口 20 万都市 (都市名) 津市 41 km
人口 地域指定	(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口) 35,757 人 (2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口) 796,577 人 (通勤圏に入る市町村数 2 : 伊勢市、志摩市 ※令和 3 年 9 月末現在)
その他	特記事項なし

別図－１ 産業導入地区の位置を示す地図



産業導入地区の位置を示す地図（松尾地区拡大図）



土地利用計画図(付図1号)



株式会社 若 鈴 調製

この地図は三豊市都市計画部が作成したもので、同部が所管の「2011三豊市有デジタル地図」(数値地形図2500(道路幅1000))を使用し、調整したものである。(承認番号:三豊市地第163号) 本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

別図－３ 主な既存企業の位置図

